

第2章 史跡の現状

第1節 位置と自然的環境

2-1-1 位置

上山市（以下、「本市」という。）は県都山形市の南に隣接し、東は宮城県七ヶ宿町、南は高島町、西は南陽市に接している。市域面積は241.0km²で、東西に23.1km、南北に18.8km、周囲84.0kmであり、本市の東側には雄大な蔵王連峰がそびえ、市街地から豊かな山並みを望むことができる。市域面積241km²のうち、国有林や河川、原野等の自然的土地利用が約8割を占めている。

上山市榎下は、本市の南部に位置する91世帯320人の集落で、須川とその支流である金山川の河岸段丘上に立地し、標高は255～280mである（図18）。江戸時代初期から中期は須川右岸の元屋敷や流町に集落があったが、街道の付け替えや度重なる洪水によって金山川左岸に集団で移転し、宝暦7年（1757）の洪水後に現在のような町並み形態となった。宿頭から街道を南進（江戸上り）すると、榎下のかつての枝郷だった赤山と金山の集落がある。

榎下は中心部の街路がコの字状に折れ、道に沿って上町、横町、下町（本町）、新町と4地区に区分される。

戦国期は両河川の合流点に向けて南東側から延びる段丘の先端（台の上）に榎下城があったといわれ、その西麓に本陣や脇本陣のあった下町が形成された。下町対岸の段丘面は、南西から金山川に合流する大水沢川の崖錐堆積物に覆われている。現在、砂防指定地となり堰堤が設けられているが、かつては大水沢川沿いに家屋はなく、街道は大水沢川を避ける形でコの字状に設定された。

羽州街道は奥州街道の桑折宿（福島県桑折町）から分かれる脇往還であり、津軽藩や秋田藩など奥羽13藩の大名が参勤に利用したほか、湯殿山参りの行者や商人たちでにぎわった。山形城下から松原宿・黒沢宿（間宿）、上山城下（上山宿）を通り、三本松の追分を南下して榎下宿に至る（図19）。ここから国境の難所である金山宿（間宿）と金山峠を越えて



図18 榎下の位置

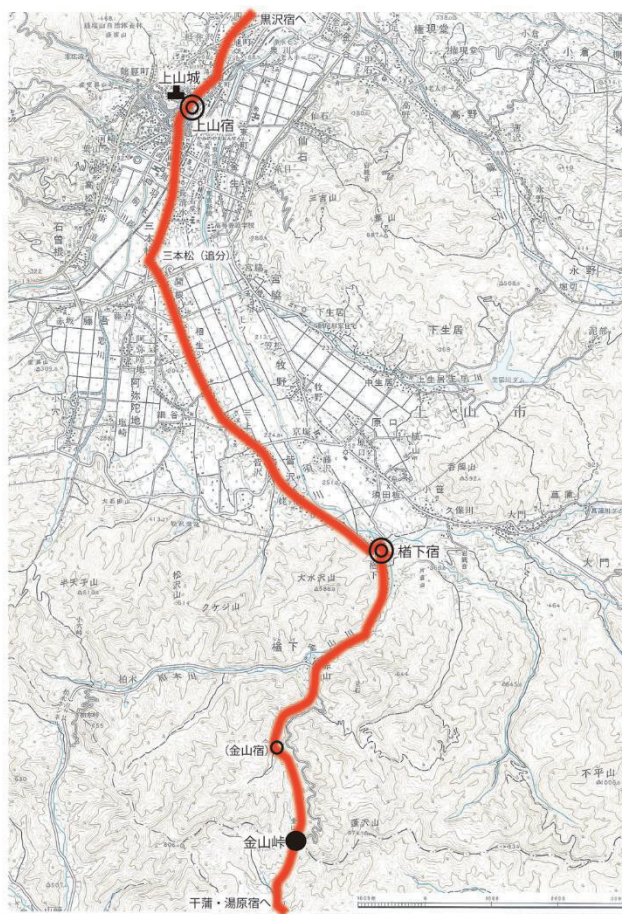


図19 羽州街道と榎下宿の位置

宮城県の七ヶ宿に入った。三本松の追分から、西は米沢街道に通じ、赤山から柏木峠を越えて高畠町二井宿に至る。

檜下では、「檜下地区会」の全戸加入で構成する「檜下宿保存会」が市からの委託を受けて歴史的建造物の保存管理や公開を行っている。また、住民有志で組織する「羽州街道『檜下宿』研究会」（以下「檜下宿研究会」という。）は、金山川沿いの石垣除草や植栽空間の管理を通じた景観の保全、歴史的建造物を会場に「お茶飲みまじらっしやい（住民交流サロン）」を開催するなど、史跡の積極的な保存・活用に取り組んでいる。

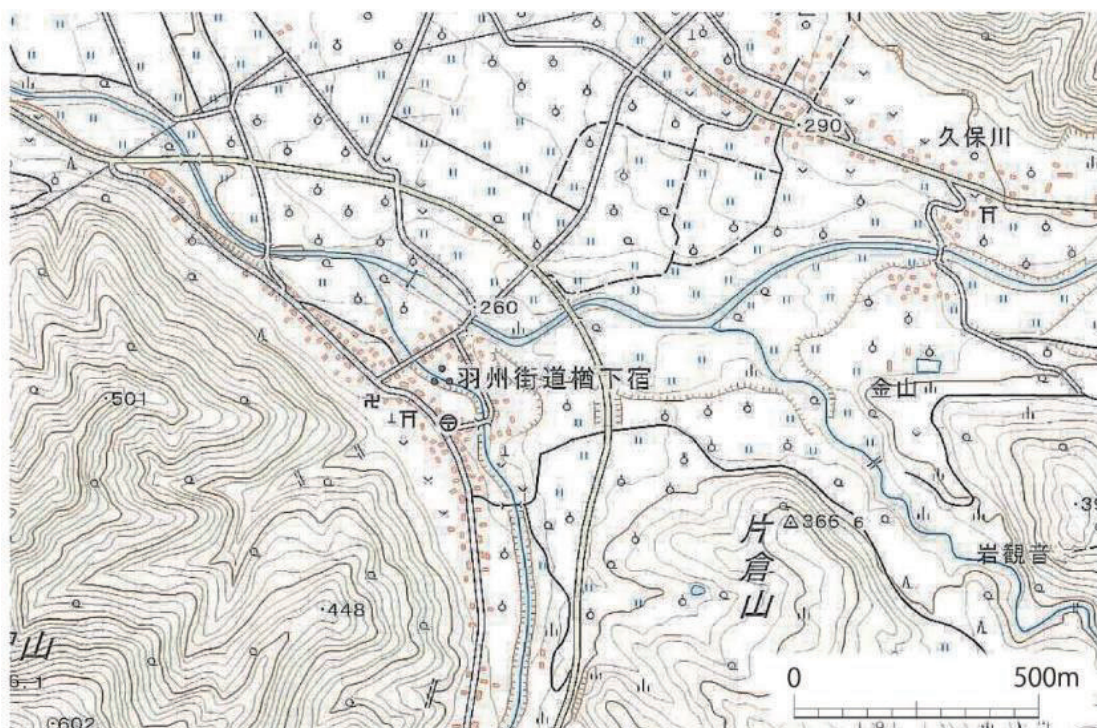


図 20 檜下周辺の地形図

国土地理院 1/25,000 地形図（平成 28 年発行）を拡大

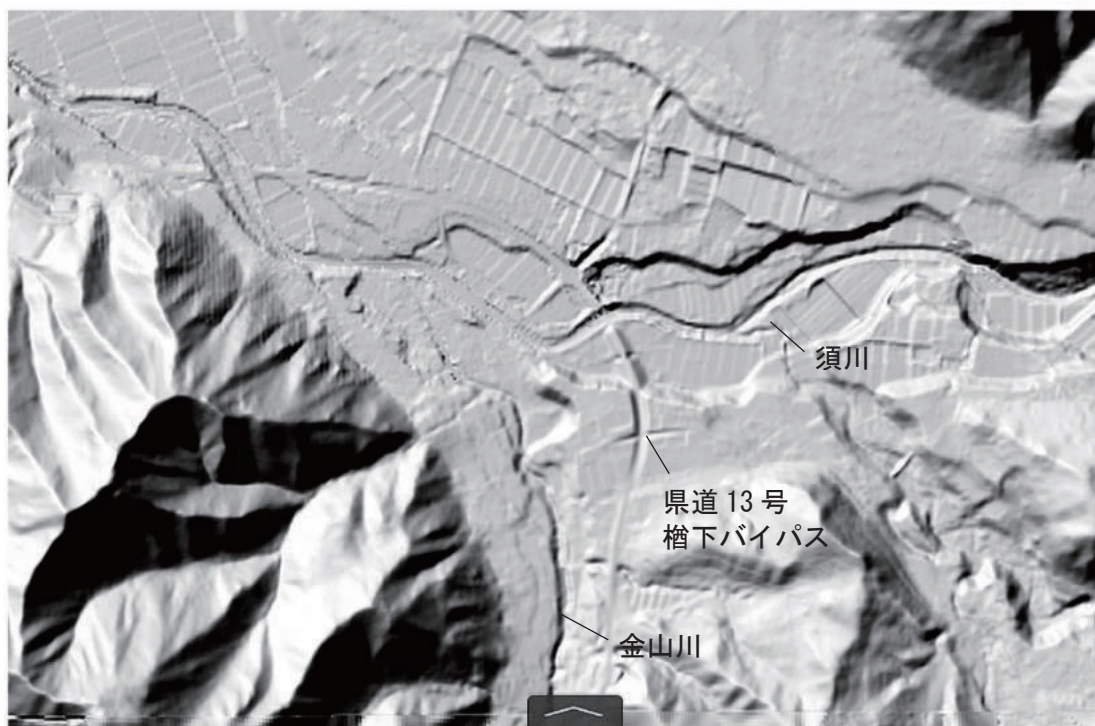


図 21 檜下の地形（陰影起伏図）

国土地理院陰影起伏図（5mメッシュ数値標高モデル）

2-1-2 自然的環境

(1) 檜下宿・金山越の地形

【檜下宿】

檜下は上山盆地の南端に位置し、山間部から金山川が流れ出る場所に開けた小集落で、江戸期に羽州街道檜下宿金山越の宿駅が置かれた町として知られ、今も町並みの随所に往時の面影を残している。

檜下は金山川と須川がつくり出した河岸段丘と氾濫原に立地する(図22)。河岸段丘は氾濫原が隆起し河川に切り込まれて高台になったもので、大きく3段の段丘面に分けられる。川床より10~15m高い上町-新町の段丘面と、15m以上高い台の上の段丘面がそれぞれ上段に当たり、それらより一段低い下段は、^{たいらばやし}平林の畜舎のある段、宮川橋下流の須川左岸、横町のうち硯橋から西側の登坂(山田屋の敷地は川床から8m高い)、新橋の袂の橋本屋の敷地(川床から6m高い)等である。

硯橋から東側の横町と下町は、川床から2~3m高い氾濫原面に立地する。宝暦7年(1757)の大雨は県下一円に被害をもたらし、^{ながれまち}檜下宿では下町と流町が洪水の被害に遭っている。翌8年銘の檜下村絵図には、下町の街道(西側)沿いに石垣(川除)^{かわよけ}が築かれ、一段低い氾濫原に砂礫の堆積した様子が描かれている(図23)。街道の北東側では本陣を含め浸水の被害が一带に及んだ。

現在、金山川の川床は侵食によって若干低下し、下町の街道沿いは大黒屋の移築と駐車場によって盛土されたものの、川沿いにおける氾濫浸水には注意を要する。

檜下の支谷「大水沢」は西側の山地を刻む深い谷で、谷口からは河岸段丘面を覆って崖錐地形(小扇状地)が発達している。これは浄休寺の背後に連なる緩斜面で、大水沢が繰り返し出水し、溢れ流れ出た砂礫の堆積によって作られた地形である(図24)。

宝暦7年の大雨の様子は、齋藤家(本陣)文書「萬日記」に「坂上堀レ申候、浄休寺へ大水より押出し御堂勝手迄ざり入申候」とあ

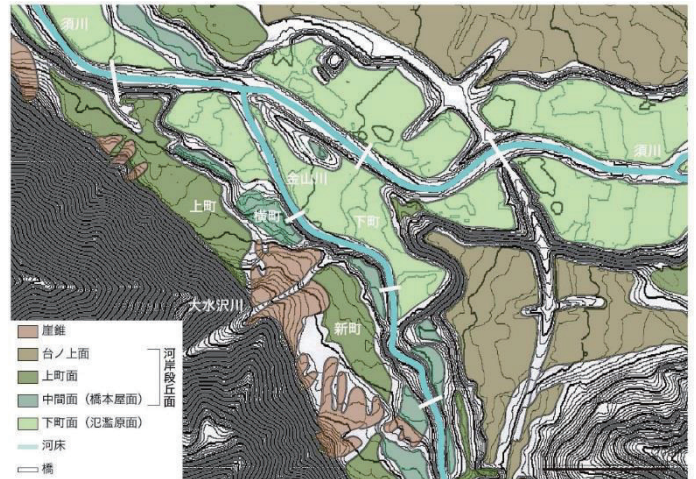


図22 檜下の地形分類図

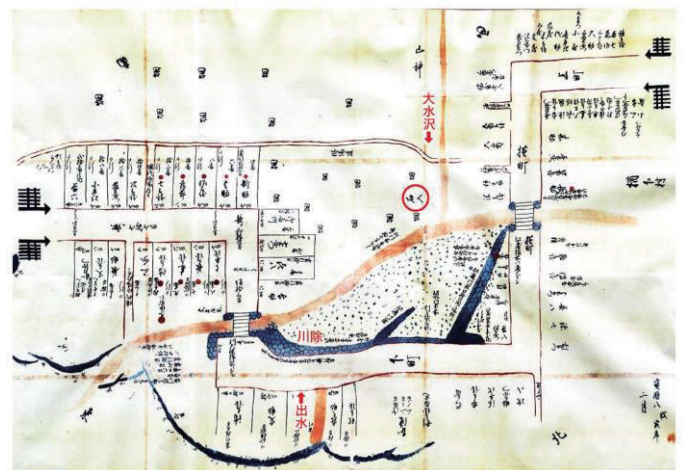


図23 宝暦8年檜下村絵図 佐藤家(宮地屋)文書資料

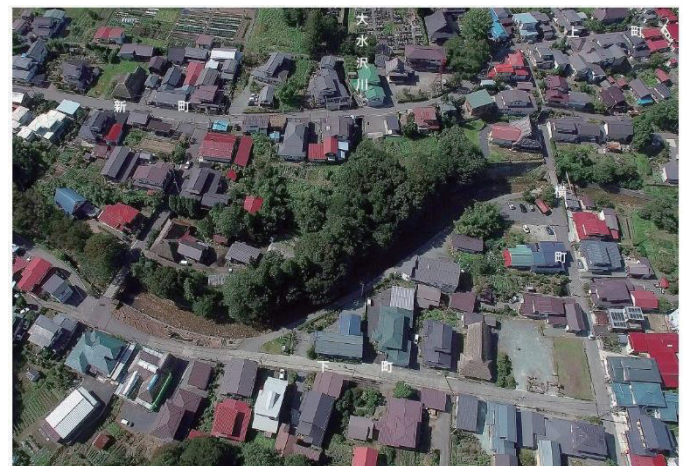


図24 河岸段丘を覆う大水沢の崖錐地形と排水路(大水沢川)。下町の上空より南西を俯瞰

り、また同8年銘の檜下村絵図にも、下町の北東側の谷型斜面に出水があったことを示す茶色（変色）の線と、大水沢右岸に「石入」の表記がある（図23）。

現在、大水沢は山形県の土石流危険渓流と砂防指定地に指定されており、直上流に土砂災害防止のための砂防堰堤^{さぼうえんてい}を設け、急斜面の崖下に形成される崖錐部^{がいすいぶ}は川床を掘り下げて護岸を施すなど、溢流対策が講じられている。

【金山越】

金山の麓から峠までの街道は、距離1.9km、比高差240m、平均勾配16%と傾斜が急で険しく、渓流沿いと山腹を伝うルートである。現在は街道沿いに耕作地はないが、昭和51年（1976）撮影の俯瞰写真では、山の中腹の狭い平坦面に水田や畑を確認することができる（図25）。金山のスギは、戦後、谷筋に選択的に植林されたため、沿道両側の斜面に広葉樹はほとんど見られない。また、山腹は傾斜が急で険しくて、街道沿いの所々に山側の土留めを兼ねた積石堤を確認できる。平成26年（2014）7月の豪雨では街道筋の23箇所が被災し甚大な被害が生じたが、出水はいずれも集水型斜面の麓に水が集中して生じたものである。

（2）檜下宿・金山越の地質

檜下から金山峠の地質（図26）は、第三紀中新世の堆積岩類が主体で、同時代の火山岩の流紋岩とデイサイトが挟まれる。赤山鉾山をはじめ、これまで稼行した金属鉾山の鉾床は、全てこれらの地層岩石に含まれる。中新世前期の堆積岩類は、固結した海陸性の泥岩・砂岩・凝灰岩である。金山川上流の一部には、中生世白亜紀の花崗岩類が見られる。

金山の地名の由来となった金産地（金山鉾山）について、『山形県鉾山誌』から以下に引用すると；

「本鉾山は往時盛んに金を採取した鉾山で、伝説によれば、徳川家光の頃、東照宮建設に際し伊達藩が本鉾山産出金塊を献納したと云う。又当部落民の殆んどが旧幕時代当鉾山に稼いだ鉾夫の子孫で、金山の名称もここから生れたもののようで往時稼行した多数の旧坑は皆相当掘進し銅鉾脈に逢着すれば開鑿中止の形跡

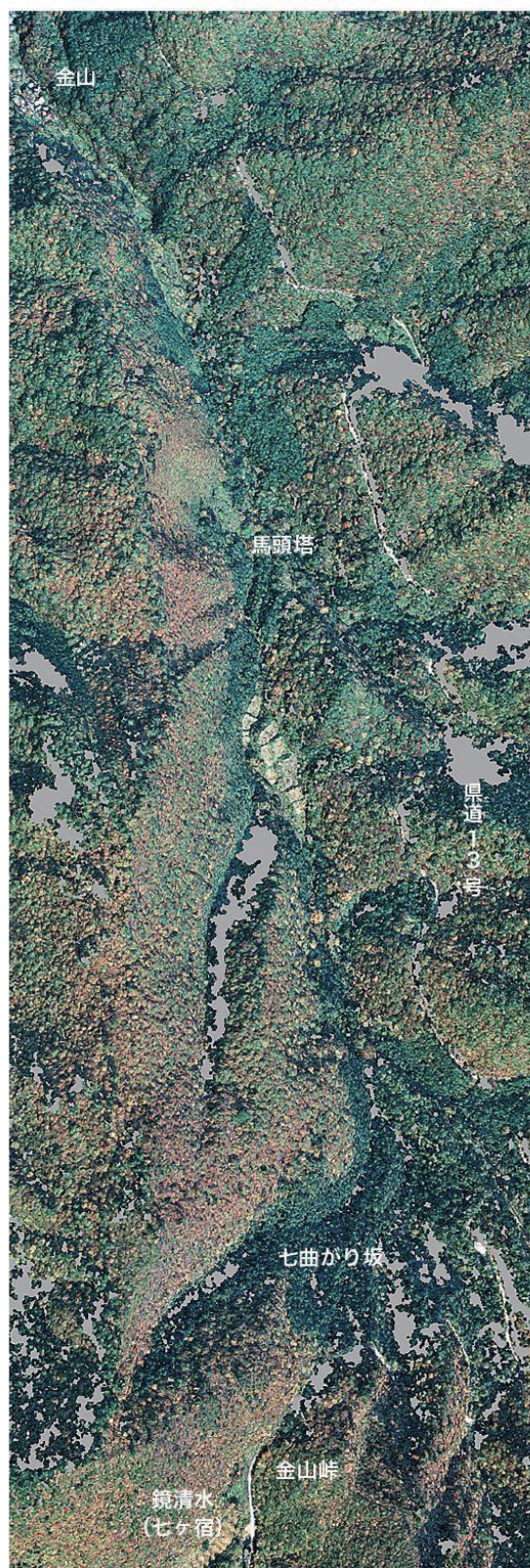


図25 金山越街道俯瞰画像（上が北）。昭和51年（1976）撮影の空中写真より合成、灰色箇所はデータ欠

があり、参考文献はないが稲荷神社、観音の旧跡があり、坑口附近には鉱滓、挽臼等存在し、相当昔から隆盛を極めたものの様である」（山形県鉱山誌編輯委員編1955）。

上述の言い伝え部分の出典は不明であるが、金山鉱山は江戸初期に開発され、大正8年（1919）には「弘益殖産株式会社」の所有となり、金・銀・銅鉱1,200 t余りを産出した。その後は所有者が代わりながら昭和の大戦後まで採鉱は続けられ、後述する赤山鉱山とともに廃山となった。

（3）櫛下宿・金山越の水系・水質

金山川は金山峠に発して北へ下り、金山で支流を、赤山で柏木川を併せ、櫛下の中央を北へ流れる。羽州街道はこの金山川の流れに並行して開削された。

金山川は櫛下の下流（北側）で須川に合流するため、下町と流町は両河川に挟まれた三角形の低地に位置する。櫛下より上流の金山川は、河岸段丘面に切り込んで狭い谷底を流れるため、段丘面に水を引くことができない（図27）。段丘面上には、かなり上流の届橋方面から水路が引かれている。

新町は街路に沿ってこの水路が引かれていたが、現在は上町まで暗渠となっている。上町の西側屋敷の裏庭には湧き水があり、池や水路につながっている。

下町では僅かに石積みの開渠が残っており、街道の佇まいを今に確かに伝えている。

水質に関しては、金山川上流の赤山に赤山鉱山がある。赤山鉱山は昭和中期に県内有数の銅鉱山として栄えたが、下流で深刻な鉱毒問題を生んだ（上山市市史編さん委員会編1984）。

排水処理装置の不備により、最も近い櫛下の届橋・乗馬場・下際・三蔵河原の灌漑用水に沿って水稻障害が発生し、後には本庄地域北部（三上・相生・関根）や西郷地域（細谷・小穴・阿弥陀地・藤吾）にまで広域に及んだ。昭和50年（1975）に閉山し、現在は鉱害防止事業が行われている。

河川から農業用水路に導水する須川頭首工は、金山川合流地点の直上流に設置された。

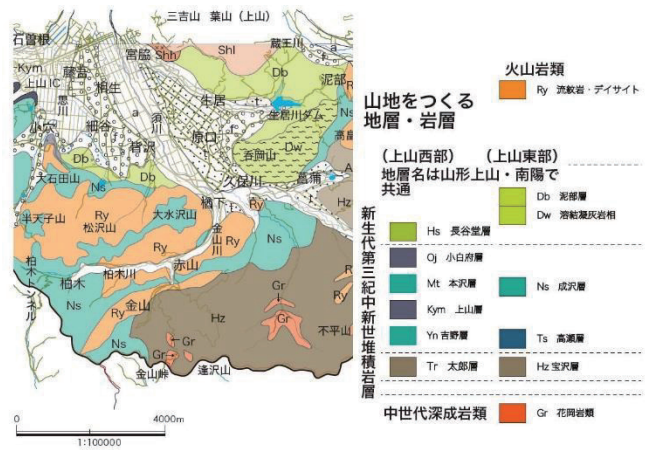


図26 櫛下－金山峠の地質図 山形応用地質研究会（2017）「村山」『山形県地質図（10万分の1）』より縮小

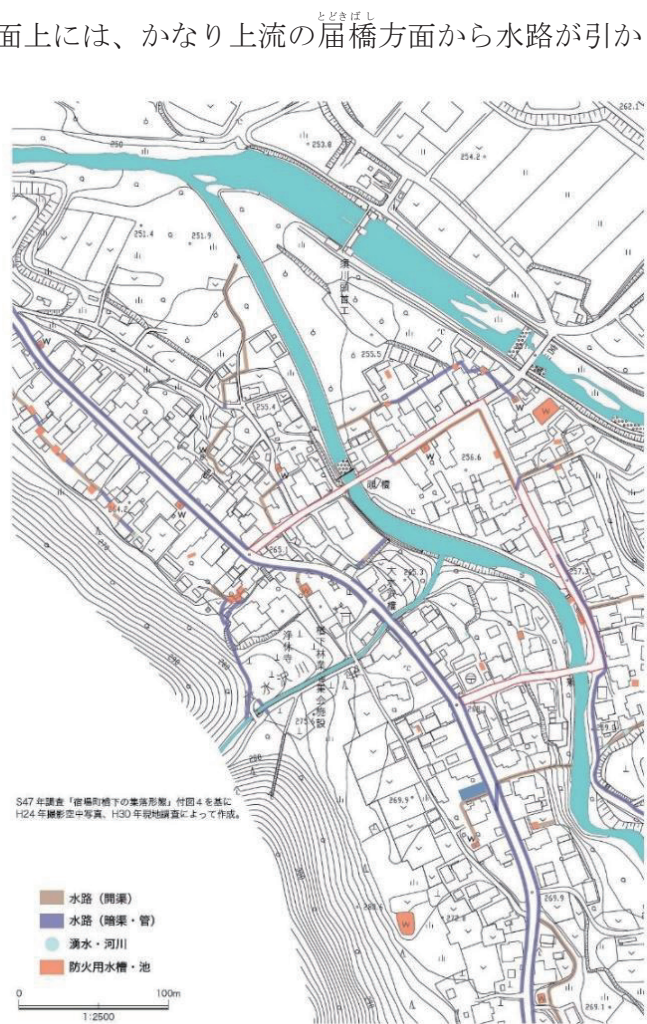


図27 櫛下の水系

（４）檜下宿・金山越の気候

本市統計に基づく、年平均気温は11.1℃で、最暖月（８月）の平均気温は24.4℃、最寒月（１月）の平均気温は-1.3℃である。月較差（各月の最高気温と最低気温の差）の平均は20℃を超え、寒暖の差が大きい。

年降水量の平均は1,235mmで、最も多い7月の平均降水量は150mmを超える。史跡の金山越が被災した平成26年（2014）7月豪雨では、7月9日22時～23時の降水量が49mm、翌10日0時～24時までの降水量が169mm（観測史上第1位）と、記録的な大雨であった。

年降雪量は、昭和48年（1973）からの平均が56cm（最深積雪量）で、平年は12月後半から3月前半にかけて3か月の積雪がある。月別の平均降雪量は12月75cm、1月140cm、2月93cm、3月32cmで、檜下の茅葺古民家では、雪の量に応じて例年2回程度の屋根の雪下ろしが必要である（図28）。



図 28 檜下の茅葺古民家で雪下ろし(2018)

（５）檜下宿・金山越の植生

【檜下宿】

檜下宿は集落の全体が「市街地」の分類で、植生はほとんど存在しない。

檜下集落の屋敷地には50種以上の樹木が植栽されている。中でも目立つのは常緑針葉樹のキャラボクで、30戸の庭に見られ、中には4～5本をまとめて植えている家もあり、計48個体を数える。

落葉植物としてはツツジ類が多い。調査時期の都合で品種まで特定することはできなかったが、計33個体を確認した。次に多いのはナンテンで、19戸で27個体を確認した。

また、集落の中には生垣も多く、マサキ・ヒメウコギ・ムクゲ等の植栽を確認することができる。なお、浄休寺の大イチョウと観世音の大スギは、檜下宿のランドマーク的植物として特筆に値する（図29／図30）。



図 29 浄休寺の大イチョウ

【金山越】

金山は廃村となった集落の大半が「畑雑草群落」の分類で、街道の上り口にはシロツメクサなどの帰化植物を含む「放棄畑雑草群落」が見受けられる。街道筋の大部分は「スギ・ヒノキ・サワラ植林」が



図 30 観世音の大スギ（左）とキャラボク

両側に連なり、街道の中程までは北斜面に「ケヤキ群落」が、南斜面には「カラマツ植林」が帯状に分布している。さらに、それらを取り込むように「オクチョウジザクラ・コナラ群集」が山肌を覆い、日当たりの良い尾根筋に「アカマツ群落」が点在している。

金山越の沿道の大部分はスギ植林に覆われ（図31）、街道沿いでは、オシダ・クジャクシダ・ジュウモンジシダ等のシダ植物を、また、林の中にウワバミソウ・ミヤマイラクサ・ヤグルマソウを確認することができる。

木本類（樹木）ではエゾイタヤ・オニグルミ・クヌギ・ケヤキ・コナラ・サワシバ等の落葉広葉樹のほか、ハイイヌガヤ・ヒメアオキなどの常緑樹も見受けられる。

金山川沿いには、伐採痕跡を有するカツラの古木が2本そびえ（図32）、七曲がり坂周辺にはサワグルミやトチノキが分布している。

（6）檜下宿・金山越の動物

動物相調査は全県的にもほとんど実施されていないため、史跡の指定範囲とその周辺地域の動物種を網羅することはできないが、本市における農作物の鳥獣被害状況としては、ここ数年イノシシによる被害が目立つ。イノシシは雑食性で、地表から地中の各種動植物を掘り返し採食するため、田畑を荒らす等、被害が生じている。平成29年（2017）には金山越でも路面の掘り返しや石垣の崩れが確認された（図33）。

クマ（ツキノワグマ）、サル（ニホンザル）、ハクビシン等による果樹の被害も深刻な状況にあり、本市も有害獣として駆除や捕獲を実施しているが、近年は家屋への侵入など被害が市民の生活環境にまで及んでいる。

なお、カモシカは昭和30年（1955）に国の特別天然記念物に指定され、国家的に価値の高いものとされた。指定当時は絶滅の危機に瀕していたが、文化財保護法の保護下で個体数は回復し、現在では山地に加え平地にまで生息する身近な動物となった。

それに伴い、本市でも市街地での出没や田畑の食害が問題となっており、防護網を設置するなどの対策を講じている（図34）。

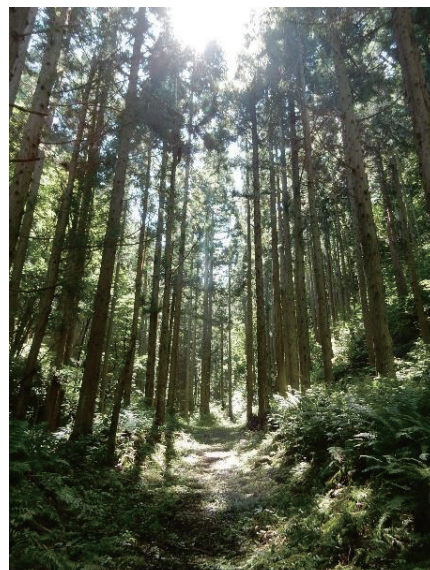


図31 金山越の沿道のスギ植林



図32 街道沿いのカツラの2本の古木



図33 イノシシが街道を掘り返した痕跡



図34 市街地にも出没するカモシカ（上山市弁天／J R 茂吉記念館前駅）

（７）櫓下宿・金山越の景観

【櫓下宿】

櫓下宿の景観は、旧街道に沿って短冊状に区画された地割と街道に直行して建つ家屋の町並み、金山川に架かる明治期築造の石造アーチ橋（新橋・硯橋）、土蔵群や茅葺屋根を含む歴史的建造物群、宿場を流れる金山川と高石垣、石段・石畳、浄休寺の石階や境内にそびえ立つイチョウの大樹、街道沿いの水路などから構成されている。

また、重要な眺望景観として、浄休寺から宿尻方向を望む町並み（図35）、山田屋から下町方向を望む町並み、下町から宿場西側の山並みを望む町並みなどが挙げられる。

【金山越】

金山の景観は、豊かな自然環境、街道の面影を今に伝える馬頭塔、石仏、石碑、縁石、石積み等の街道関連遺構等から構成されている（図36）。

また、重要な眺望景観として、金山峠から北側を望んだときに見える残雪の月山や村山葉山の山並みなどが挙げられる。



図 35 浄休寺からの宿尻の眺望



図 36 金山越の街道と沿道の石積み

第2節 歴史的環境

2-2-1 地域の沿革

【櫓下宿】

慶長6年（1601）、宿駅毎に人馬を交替する伝馬制が布かれると、中央との交通が頻繁になり、諸街道では旅籠屋や問屋、番所等の整備が喫緊の課題となった。

当時の櫓下村は、最上家の出城（櫓下城）を中心に、北部の元屋敷から南部の下町（本町）まで広く带状に連なる村落だった。

元和8年（1622）の最上家改易で移封された能見松平家は、最上家の出城城主だった齋藤家に本陣・問屋・番所役人を兼帯させ、宿駅の機能を強化した。

久保田藩（重臣）の梅津政景は、元和8年に桑折から山形まで60間の縄を用いて測量を行った。また、松平丹後守も街道の整備を行い、寛永2年（1625）に長清水村・三関根村・皆沢村を通して櫓下宿に至る本庄街道を開通させ、羽州街道の礎を築いた。

寛文元年（1661）に洪水が元屋敷と流町を襲い、櫓下村は寛永年間に整備された本庄街道沿いの上町と横町に集団で移転した。屋敷は1戸当たり間口5間を基準に町並みが形成され、問屋や旅籠屋なども本庄街道沿いに移された。

櫓下村が現在のような町並みになったのは、宝暦8年（1758）以降である。

宝暦7年（1757）5月に金山川と菖蒲川で大洪水が発生し、下町に居を構えていた旅籠屋や番所など20軒もの家屋が流失した。村は宿駅業務を滞りなく遂行させるため、新町に1番から20番

まで軒割りをして1年を待たずに新築工事に着手し、3年後の宝暦10年（1760）までに全家屋を完成させた。この新町の新設によって町並みは概成し、檜下は明治16年（1883）まで「コ」の字型という独特な形態の宿駅村となった（図37）。

檜下宿が賑わったのは、元禄（1704）以後80年ほどで、その後は幕府が示した宿駅負担

「原則25人、25疋の宿立人馬」確保の困難、通行大名の疲弊による下賜金^{ひきしゆくたてじんば}の不足、御朱印・御証文荷物の無賃継ぎ立て^{すけごう}の増加、助郷^{すけごう}村との紛争、現状に対する幕府や藩の不十分な対応、宿駅村に対する特別な配慮の欠如、宿駅と宿駅との紛争トラブル等により檜下宿は疲弊し、明治5年（1872）に宿駅制度の廃止を迎えた。

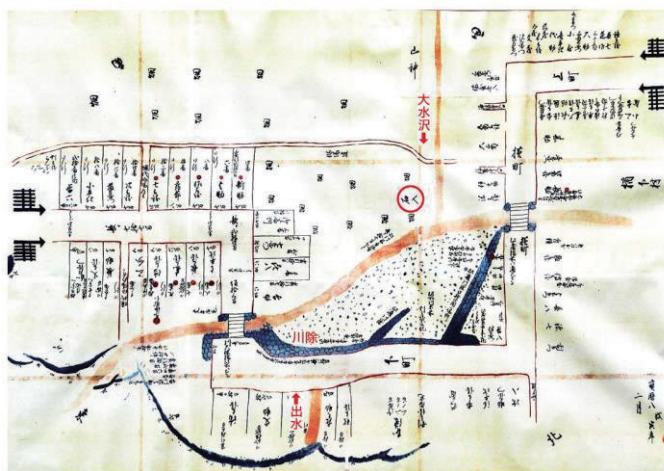


図 37 宝暦8年檜下村絵図 佐藤家(宮地屋)文書資料

【金山越】

干蒲宿^{ひかば}（七ヶ宿町）から金山峠までの街道は、寛永5年（1628）に土岐山城守が上山に入部し、参勤交代制が課せられた同12年（1635）以降に開通した。

それ以前の江戸への道筋は、笹谷越から奥州街道に合流する大名がほとんどだったが、参勤交代が本格化するにつれ、笹谷峠より標高が低く、かつ緩やかで近距離な金山峠越えの羽州街道を利用するようになる。特に久保田藩主佐竹侯の街道に対する思い入れは強く、正保2年（1645）に「からめき新道」を、明暦2年（1656）に新道を更に整備した。この整備により、金山越街道を利用する大名・商人・三山詣りの行者等が飛躍的に増加し、大勢の人が檜下宿を利用した。

明治5年（1872）に宿駅制度は廃止になったが、金山越を利用する人がすぐに途絶えることはなかった。しかし、輸送方法が馬から荷車へと変化し、明治16年（1883）に東側の山腹を削って



図 38 庄内藩士が金山越を描いた「出羽能志越利」 寛政12年（1800）

車道（県道13号上山七ヶ宿線）が、次いで鉄道（奥羽本線）も開通したことで、金山峠と麓の金山間宿の利用者が減少した。昭和43年（1968）に12戸あった金山集落は、同58年（1983）に1戸まで減り、平成21年（2009）には無住となり廃村となった。

2-2-2 周辺地域における関連文化財

檜下宿とその周辺地域には、山形県指定文化財1件・上山市指定文化財10件（表39）、及び6箇所の周知の埋蔵文化財包蔵地がある（表40）。

また、金山越の文化財は、当該史跡と、その範囲に茶屋跡を加えた周知の埋蔵文化財包蔵地となっている。

表4 檜下宿・金山越の指定文化財一覧

名称	種別	所在地	指定年月日	所有者
羽州街道 檜下宿 金山越	国史跡	上山市檜下・金山	平成9年9月11日	上山市・個人
旧丹野家住宅	県建造物	上山市檜下字乗馬場 1759番1号	平成7年12月8日	上山市
新橋	市建造物	上山市檜下	昭和51年7月21日	上山市
靚橋	市建造物	上山市檜下	昭和51年7月21日	上山市
檜下宿「庄内屋」	市建造物	上山市檜下23番13号	平成2年8月14日	上山市
檜下宿「大黒屋」	市建造物	上山市檜下33番地	平成7年5月26日	上山市
檜下宿「山田屋」	市建造物	上山市檜下56番地	平成7年10月24日	上山市
檜下宿「武田家」	市建造物	上山市檜下9番地	平成7年10月24日	上山市
檜下下原の文明五年板碑	考古資料	上山市皆沢字松木原	昭和54年5月17日	個人
檜下の永正五年板碑	考古資料	上山市檜下字山神前 1740番地	昭和54年5月17日	個人
檜下元屋敷の天文十八年板碑	考古資料	上山市檜下字元屋敷550番1号	昭和54年5月17日	個人
檜下墨書板碑	考古資料	上山市檜下	昭和56年8月1日	個人

表5 檜下の周知の埋蔵文化財包蔵地 山形県教育委員会（2010）「上山」『山形県遺跡地図』から

遺跡番号	名称	種別	所在地	時代
207-003	台の上遺跡	集落跡	上山市檜下字平林	縄文時代（前期・中期）
207-004	檜下城跡	城館跡	上山市檜下	中世
207-005	手塩原遺跡	集落跡	上山市檜下手塩塚	縄文時代、奈良時代
207-006	しゃくし小屋遺跡	集落跡	上山市檜下	縄文時代
207-007	関渡戸遺跡	集落跡	上山市檜下字関渡戸	縄文時代
207-008	元屋敷遺跡	集落跡	上山市檜下字元屋敷	縄文時代

第3節 社会的環境

2-3-1 概況

本市は、昭和29年に1町5村が合併して市制が施行され、翌年の昭和30年10月1日の人口は41,848人であった。令和元年8月末日時点の人口は30,145人（男性14,434人／女性15,711人）で前月比22人減となっており、国立社会保障・人口問題研究所は令和5年度の本市の人口を28,055人と推定している。

本市は、JR奥羽本線が市域を縦断し、平成4年の山形新幹線開業により東京駅と直通で約2時間40分で結ばれている。なお、かみのやま温泉駅の乗車人数は年間56万人（平成28年度）である。

平成31年（2019）4月に東北中央自動車道（南陽高畠IC～山形上山IC間）が開通し、本市にかみのやま温泉ICが設けられたことから、物流の迅速化をはじめ、利便性の向上、市外からの来訪者の増加に大きな期待がかかる（図40）。

市内のバス路線は、市営バスが1路線、民間バスが5路線あり、中心部と周辺集落を結んでいる。

かみのやま温泉駅から檜下へのアクセスは、本市東地区を経由するルート（東街道／牧野道）と本市本庄地区を経由するルート（本庄街道）があり、いずれも平成17年（2005）に開通した「檜下バイパス」（主要地方道上山七ヶ宿線）を経て檜下に入る。

また、かみのやま温泉駅から金山にアクセスするには、檜下バイパスを南進し赤山地区手前で左折し県道13号上山七ヶ宿線を経由して金山宿・金山峠に向かう（図41）。

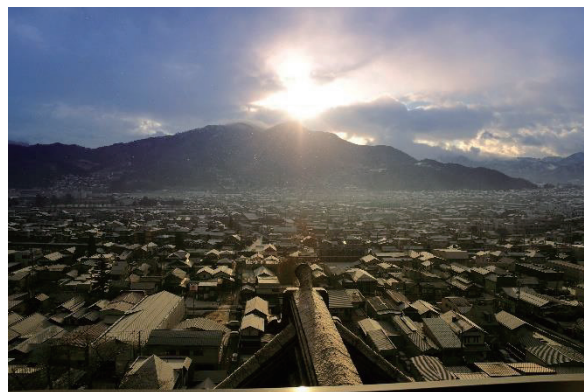


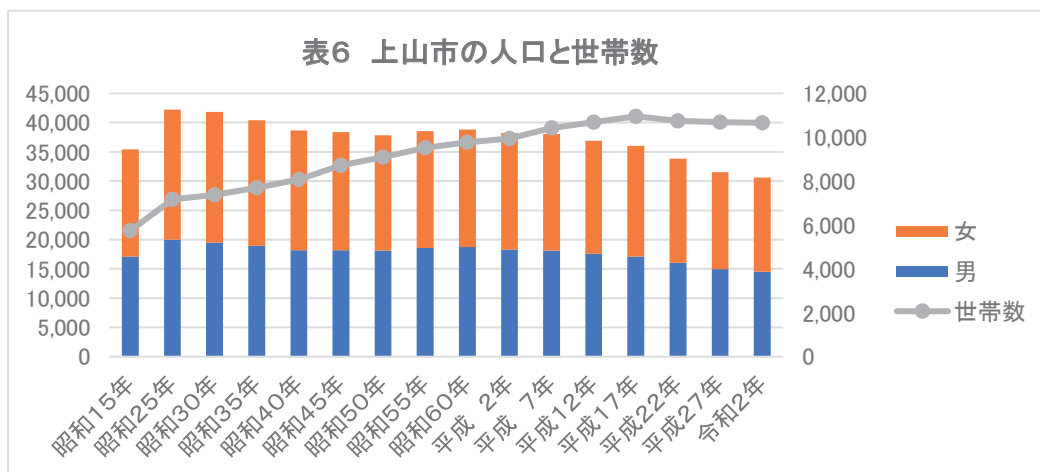
図 39 上山城天守閣から市街地を望む



図 40 東北中央自動車道かみのやま温泉 IC 付近から蔵王連峰を望む



図 41 檜下バイパス（南方）を望む



2-3-2 観光

檜下では文化財指定の歴史的建造物5軒が公開施設として開放されている。

いずれの公開施設も、全戸加入で構成する「檜下宿保存会」が市からの委託を受けて保存管理や公開を行い、地域住民が管理人として常駐する脇本陣「滝沢屋」は、ガイドンス施設として機能している（図42／図43）。

檜下宿では訪れる人を地域全体で受け入れる取り組みが進められており、羽州街道「檜下宿」研究会が中心になって来訪者を有料で案内している（図44）。

また、「檜下ばあちゃんズ倶楽部」（以下「ばあちゃんズ倶楽部」という。）は予約に応じて旬の地元食材を活かした郷土料理を大黒屋で提供しているほか、夏休みには地元の朝どり夏野菜等を直売する「縁側カフェ」を山田屋で開催している。

なお、檜下を含む本庄地域は本市を代表する果樹地帯であり、市内の観光果樹園12園のうち10園が同地域に所在する。上山市観光果樹園協議会加盟園（現在9園）の観光入込客数は、年間3～4万人台で推移している。

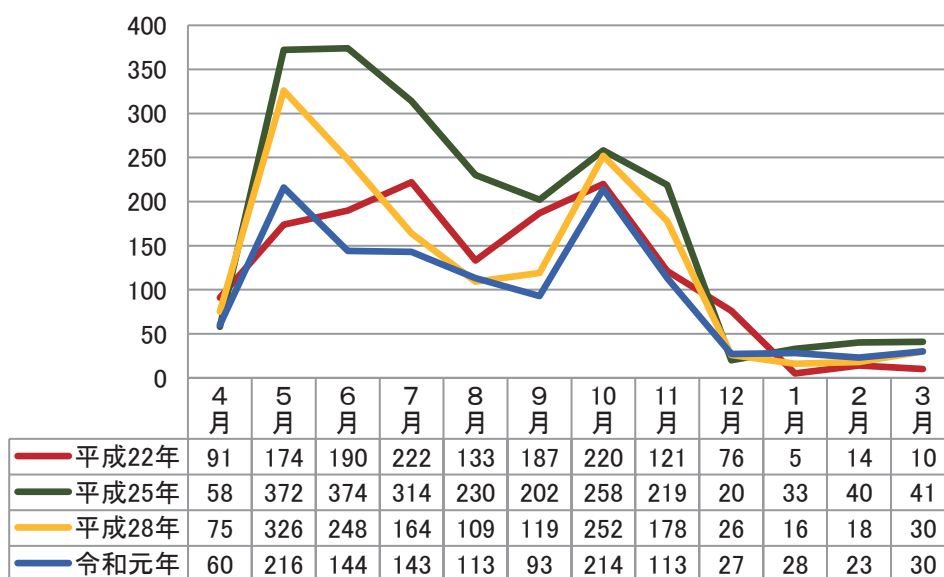


図42 ガイドンス施設の脇本陣「滝沢屋」



図43 ガイドンス施設の脇本陣「滝沢屋」は毎年、市内全ての小学校が地域を理解するためのふるさと学習で来訪

表7 ガイドンス施設「滝沢屋」入館者数



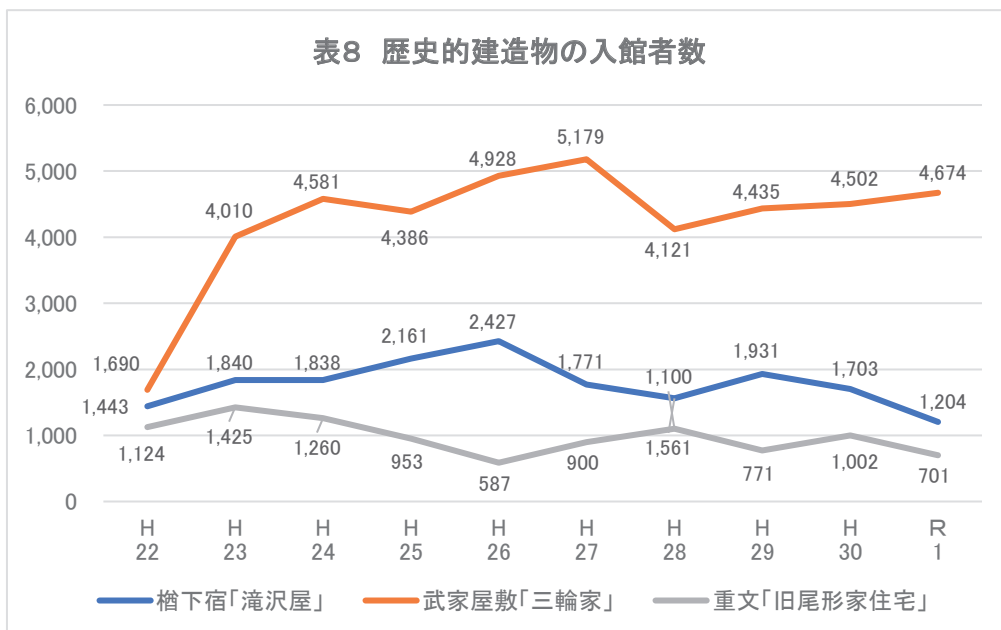


図 44 来訪者を地域で受け入れ案内する取り組み（櫓下宿）



図 46 上山城の西側に位置する武家屋敷「三輪家」では、小学校によるふるさと学習のほか、本市で栽培されている啓翁桜を情報発信する「かみのやま桜フェス」など多様なイベントが開催されている



図 45 旧尾形家住宅で行われている市内小学校のふるさと学習

2-3-3 土地利用状況

檜下の土地利用状況の変遷を、陸地測量部の地形図及び国土地理院の空中写真から見ていく。

明治44年（1911）の地形図（図47）と昭和22年（1947）の空中写真を見ると、須川右岸の段丘上は桑畑で、段丘崖の南側の水が得られる氾濫原に水田が広がっている。昭和50年（1975）頃までは地形に沿った小区画水田であったが、同50年代後半（1980年代前半）には圃場整備が完了し、広い区画に変わった。近年は集落の東側など傾斜地を利用した棚田や谷水田で耕作放棄地が目立つ。段丘上の桑畑は果樹園（一部は水田）に転換したが、養蚕農家数と桑園面積は昭和40年代末（1970年代中頃）に急減し、平成に入って姿を消した。

丘陵部に関して、戦後の空中写真では岩観音や片倉山、大水沢山で山肌が白く見えるところがあり、薪炭林^{しんたんりん}として伐採が繰り返されていたことがわかる。昭和45年（1970）までの写真では短冊形の伐採痕跡が明瞭であるが、平成28年（2016）の写真では植生が回復している。現在は尾根筋にアカマツ林、斜面には広葉樹林が広がり、金山川沿いにはスギ林が帯状に連なる。本市の統計によれば、昭和30年代後半（1960年代前半）に減少に転じた木炭や薪の生産量は、昭和40年代（1960年代後半）に入ると更に急減する。

交通網では、昭和期には存在しなかった集落を大きく迂回する道路が目にとまる。檜下の街路は道幅が狭い上に屈曲が連続し危険なことから、平成17年

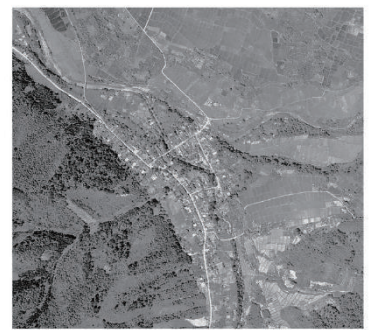
（2005）に「檜下バイパス」（主要地方道上山七ヶ宿線）が建設され、集落は宿場の風情を感じながら散策できる静かな環境を取り戻した（図48）。



図 47 檜下地形図 明治 44 年（1911）



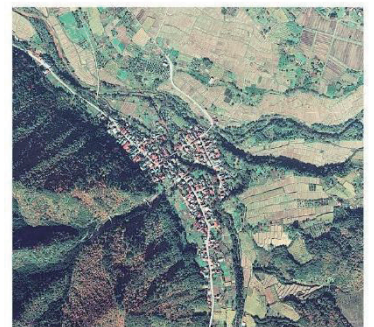
①昭和 22 年（1947）



②昭和 38 年（1963）



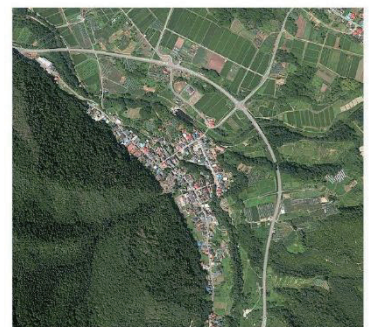
③昭和 45 年（1970）



④昭和 51 年（1976）



⑤平成 10 年（1998）



⑥平成 28 年（2016）

図 48 檜下の土地利用状況の変遷

2-3-4 指定地の状況

(1) 土地の所有関係

史跡指定地の土地の所有関係は次のとおりであり、そのうち檜下宿の民有地は地権者8名が所有する。本市が所有するのは「市道檜下宿線」「市道羽州街道金山越線」のほか、檜下宿の「庄内屋（旧栗野家）」、「吉川屋（旧武田家）」、「山田屋（旧齋藤家）」の敷地である。

(2) 公有化の経緯

公有化（市有化）された指定地は檜下宿の「庄内屋」「吉川屋」「山田屋」の敷地である。その経緯は以下のとおりである。

ア 庄内屋（旧栗野家）

所有者の新居建設計画に伴い、昭和57年（1982）に土地と建物を公有化した。以降、維持管理に必要な修繕を繰り返していたが、平成に入ってから架構の傾斜や雨漏りが見つかり、本格的な保存・修復が望まれた。平成7年（1995）の檜下宿の歴史国道選定を機に、翌8年（1996）にかけて同地で建物を解体し復元した（図49）。



図 49 庄内屋（旧栗野家）

イ 吉川屋（旧武田家）

遺存していた茅葺古民家10軒の一つで（鉄板重ね葺きも含む）、平成7年の歴史国道選定を機に市の文化財に指定、翌8年に土地を購入し（建物は寄贈）、翌々9年（1997）にかけて同地で建物を解体・復元した（図50）。



図 50 吉川屋（旧武田家）

ウ 山田屋（旧齋藤家）

所有者から新居建設に伴う解体の意向が示され、貴重な架構の消滅を避けるべく、部材を譲り受けて他所へ移築する計画を進めた。平成7年の歴史国道選定によって現地保存が求められたため、市の文化財に指定し、平成9年に公有化した。建物は無償で譲渡された（図51）。



図 51 山田屋（旧齋藤家）

(3) 指定地の関係法令

史跡の指定範囲とその周辺地域は、各種法令による規制の対象となっている。

ア 文化財保護法

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条（史跡名称天然記念物の指定）によって指定された史跡は、同法第125条（現状変更等の制限及び現状回復の命令）第1項の規定により、現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を得なければ

ばならない。また、周知の埋蔵文化財包蔵地において、土木工事など土地を掘削しようとする場合は、同法第93条（土木工事等のための発掘に関する届出、指示及び命令）の書面により、掘削に着手しようとする日の60日前までに本市教育委員会に届け出なければならない。

イ 土砂災害防止法

土砂災害防止法（平成12年法律第57号）により、山形県は県内の土砂災害のおそれがある「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」を指定している。本市においては前者は220区域、後者は148区域が指定され、それぞれの位置の詳細は県のウェブサイトで公開されている。

檜下の土石流警戒区域は、大水沢川と尻無川の崖錐地形で、急傾斜地の崩壊特別警戒区域は上町と新町の全ての屋敷の裏山（大水沢山）斜面が該当する。

金山の土石流特別警戒区域は、平成26年（2014）7月豪雨で被災した溪流沿いが指定されている。金山（宿）より下流は溪床のみの指定であるが、史跡範囲の上流は河道が浅く、溢流や溪岸侵食により街道に被害が生じることが懸念される。

ウ 建築基準法

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条（建築物の建築等に関する申請及び確認）により、①公会堂・集会場・旅館等の用途に供する部分の床面積が100㎡を超える特殊建築物、②3階以上又は延べ面積が500㎡・高さが13m若しくは軒の高さが9mを超える木造の建築物、③2階以上又は延べ面積が200㎡を超える木造以外の建築物、これら①から③の建築物を建築しようとする場合、工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認申請書を本市の建設課ないし民間の指定確認検査機関に提出し、確認済証の交付を受けなければならない。

エ 消防法

史跡の本質的価値を構成する歴史的建造物は、消防法（昭和23年法律第186号）及び消防法施行令（昭和36年政令第37号）で定める消火用設備等を設置しなければならない。また、防火管理者を定めるとともに、当該防火対象物に関する消防計画を作成し、この消防計画に基づいて消火・通報・避難の各訓練を実施し、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行うことが義務づけられている（消防法第8条第1項）。

オ 農地法

農地法（昭和27年法律第229号）第4条（農地の転用の制限）により、史跡の整備事業を行うため、農地を農地以外のものに転用する場合には、都道府県知事の許可（面積が2haを超える場合は農林水産大臣の許可）が必要となる。

カ 農業振興地域の整備に関する法律

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づき、総合的に農業振興を図る

べき地域として檜下宿の周辺地域が農業振興地域に指定されている（上山市2018）。農業振興地域において史跡の整備事業を開始するためには、同法第7条（農業振興地域の区域の変更等）により、都道府県知事による農業振興区域の変更又は解除が必要となる。

キ 山形県文化財保護条例・上山市文化財保護条例

檜下とその周辺地域に所在する指定文化財（県指定1件・市指定10件）（表4）は、いずれもそれぞれが山形県文化財保護条例（昭和30年山形県条例第27号）及び上山市文化財保護条例（平成20年条例第20号）の適用を受ける。

2-3-5 住民の要望

史跡に関連する事項として、檜下地区会からはこれまで以下の要望が出されている。

要 望	回 答
《檜下宿の整備》 ・古民家（橋本屋）の早期買収、解体・復元（令和2年度ほか）	古民家（橋本屋）は、庄内屋、新橋との調和のとれた宿場の景観形成にとって極めて重要な歴史的建造物と認識しております。檜下宿では、住民主導の景観整備や古民家を活かした多様な活動が行われるなど、国史跡の適切な保全や活用が図られております。国史跡羽州街道檜下宿金山越を適正に保存・整備・活用するため、史跡の保存管理の方針、活用や整備の方向性等を記した保存活用計画を平成30年度末に策定し、令和元年度（平成31年度）に有識者や檜下地区会・檜下宿保存会・羽州街道「檜下宿」研究会の各団体代表者からなる委員会を組織して整備基本計画の策定に向けた話し合いを重ねております。
・一級河川金山川周辺土手の支障木伐採整備（令和2年度ほか）（図52）	令和元年度、再度村山総合支庁河川砂防課と現場調査を行い、左岸土手に雑木等が繁茂する場所は民有地であり、河川管理上支障が無い場所で景観のための伐採は対応できないとの回答を受けております。その後、羽州街道「檜下宿」研究会の協力により、景観眺望のための支障木を伐採頂いたところであります。なお、新橋上流については、境界確認等を行い、引き続き村山総合支庁河川砂防課に対し、伐採等について要望してまいります。



図 52 金山川周辺土手の支障木。羽州街道や石橋を被覆する勢いで成長を続けており、自然災害等で倒伏した場合は史跡への被害は避けられない